

平成20年10月から国民健康保険税の

支払い方法が変わります。

平成20年10月から、65歳以上75歳未満の方で、年金を受給されている方を対象に、国民健康保険税は年金からの支払いとなります。

◆対象者

国民健康保険税が年金からの支払いとなる方（次の全てに該当する方が、対象となります。）

- ・世帯主（納税義務者）が国民健康保険に加入していること。
- ・世帯内の国民健康保険の加入者が全員65歳以上75歳未満であること。
- ・介護保険料を年金から支払っていること。
- ・国民健康保険税を支払っている年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

※年度途中に国民健康保険税の変更があった場合等は、年金からの支払いから納付書または口座振替による納付に変更になる場合があります。

◆手続き

年金からの支払いではなく、口座振替で納めることもできます。（窓口での申出が必要です）

過去に滞納がなく、口座振替を希望される方は、市役所税務課の窓口に出書の提出をお願いします。（申出に必要なものなど詳細については、税務課にお問い合わせください。）

※現在、市・県民税、固定資産税、国民健康保険税を口座振替で納められている方も、申出書の提出がなければ年金からの支払いとなります。

※口座振替を選択された場合、世帯主に市・県民税、固定資産税が課税されていれば、国民健康保険税と合わせて引落されます（国民健康保険税だけを口座振替にすることはできません）。

※申出をいただいた時期により、年

金からの支払いを中止させていたどく月が異なります。中止の手続きには3ヶ月かかりますので、ご了承ください。

◆確定申告などへの影響

所得税・個人住民税の社会保険料控除について、申告をする際の社会保険料控除は、居住者が各年の本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料（国民健康保険税など）を支払った場合に、その支払った人の控除として申告することができます。

年金からの支払いの場合、国民健康保険税を支払った人は年金の受給者であるため、年金受給者が社会保険料控除として申告できます。一方、申出により年金からの支払いから口座振替に変更された場合は、口座振替により支払った人が社会保険料控除として申告できます。

問

総務部税務課
☎(23)92200



担当:金岩

差押え財産

「合同公売会」を

開催します

市税確保のため滞納者より差し押さえた財産の合同公売会を開催します。今回は、武雄県税事務所、武雄市、鹿島市、嬉野市と新たに、大町町・有田町が参加して県と5市町合同で実施します。購入を希望される方、詳しいことはお問い合わせください。

■日時 10月18日(土)

午前10時30分～

■開場 午前10時(指示があるまで物件を確認できます。)

■場所 嬉野市公会堂(嬉野市嬉野町大字下宿乙1297番地)

■公売方法 入札で行います。

■当日必要なもの

・印鑑(認印で可、法人の場合は代表者印)

・購入代金(入札金額と消費税)

・本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

・委任状(代理人が入札する場合)

※公売前に滞納の税が完納された場合などに公売中止となることもあります。

督促状発送日から10日を経過した日までに完納しないと差押えの対象となります。

問 武雄県事務所

☎(23)3103

武雄市税務課

☎(23)92200